

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年8月18日(2005.8.18)

【公表番号】特表2004-535879(P2004-535879A)

【公表日】平成16年12月2日(2004.12.2)

【年通号数】公開・登録公報2004-047

【出願番号】特願2003-515143(P2003-515143)

【国際特許分類第7版】

A 6 1 B 17/58

【F I】

A 6 1 B 17/58 3 1 0

【手続補正書】

【提出日】平成15年12月25日(2003.12.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者の脊柱または骨盤の骨に対する埋め込み装置であって、

前記埋め込み装置は、

埋め込まれた場合、骨内部でのぐらつきや、骨からの抜去に対して抵抗性を示し、

患者の脊柱または骨盤内で骨に向き合う第1面を有する台と、前記台の回転によって骨の中に埋め込まれる少なくとも1本の螺旋スパイクと、を有し、

前記第1面は実質的であり、前記装置の長軸に対し、ほぼ垂直に伸び、

前記台は脊柱固定インプラントに接続するための構造を含み、

前記少なくとも1本の螺旋スパイクは、

前記台の第1面から接線方向に突出し長軸の周囲に延び、

近位端と遠位端を有し、

前記台が回転するにつれて骨中に侵入する前記遠位端における先端と、前記台の前記台1面に接続される前記近位端における接合部と、前記接合部と前記先端部との間に伸びる中間部と、を有し、

前記少なくとも1本の螺旋スパイクの前記中間部と前記接合部のうちの少なくとも一つは、前記少なくとも1本の螺旋スパイクの外径と内径によって定められる管状断面を有する埋め込み装置。

【請求項2】

前記少なくとも1本のスパイクの前記中間部は管状断面を有し、かつ、前記接合部および前記先端部のうちの少なくとも一つは、実質的な断面を有する請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記長軸の周囲に延びる一対の螺旋スパイクを含む請求項1に記載の装置であって、前記一対の螺旋スパイクの前記近位端は互いに180°隔てられている装置。

【請求項4】

前記長軸の周囲に延びる3本の螺旋スパイクを含む請求項1に記載の装置であって、前記螺旋スパイクの前記近位端は互いに120°隔てられている装置。